

令和6年度第5回和光市子ども・子育て支援会議

開催日時：令和6年12月9日（月）

10：00～12：20

場 所：和光市役所 5階502会議室

1. 会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 和光市こども計画の素案検討
 - (2) その他
3. その他
4. 閉会

2. 会議資料

1. 事前送付資料
 - (1) 次第
 - (2) 【資料1】和光市こども計画素案
 - (3) 【資料2】第4回和光市子ども・子育て支援会議（書面開催）委員意見と回答
2. 事前送付資料
 - (1) 【資料3】パブリック・コメントの実施について

出席委員		事務局	
会長	森田 明美	子どもあんしん部長	渡辺 正成
副会長	汐見 和恵	子どもあんしん部次長兼子ども家庭支援課長	平川 京子
	田川 幸子	子ども家庭支援課課長補佐	堀江 和美
	伊東 優子	子ども家庭支援課副主幹	富澤 崇
	百武 君代	子ども家庭支援課子ども施策担当統括主査	渡邊 美緒
	柳原 和歌子	子ども家庭支援課子ども施策担当	奥村 北斗
	高 徹二	ネウボラ課長	武田 珠美
	大澤 絵里	ネウボラ課課長補佐	杉浦 由美子
	天野 文	保育サポート課課長補佐	田村 尚子
		保育サポート課保育センター所長	沢田 潤子
		保育サポート課入所相談担当統括主査	渡辺 拓也
		保育サポート課施設給付担当統括主査	舘野 優子
		保育施設課長	上原 健二
		保育施設課課長補佐	山本 享兵
		保育施設課施設整備担当統括主査	柳田 弘喜

	保育施設課施設整備担当	堀江 亮
	スポーツ青少年課長補佐	奥山 泰行
参 考 人		
塚本 拓（和光市社会福祉協議会）		
欠 席 委 員		
南平 愛、竹内 大、新井 ちなみ、福島 智子、大川 朋寛、山西 葉子、新井 悦子、酒井 智弘		
傍 聴 者		
2 名		

3. 会議録

記

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

皆さま、定刻になりましたので、会議に先立ちまして、本日の配布資料について確認をさせていただきます。お手元にご準備をお願いいたします。

まず、令和6年度第5回和光市子ども・子育て支援会議の次第、それから、和光市こども計画素案、そして資料2としまして、第4回和光市子ども・子育て支援会議書面開催の委員意見と回答、当日机上に配布しております資料3、パブリック・コメントの実施についてということになります。また、第2期の和光市子ども・子育て支援事業計画および中間見直しを、皆さまお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

では、開会の前にご案内申し上げます。この会議は公開となりますので、会議録作成のため、録音をさせていただきます。会議録は委員名を明記した要点記録となりますので、発言の際にはお名前をおっしゃってくださいようお願いいたします。また、録音した音声は、会議録作成後に消去いたします。

本日はご多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、会議の開催に当たりまして、子どもあんしん部長の渡辺からごあいさつを申し上げます。

事務局（子どもあんしん部 渡辺部長）

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は年末の大変ご多忙の時期にかかわらず、令和6年度第5回和光市子ども・子育て支援会議にご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

これまで委員の皆さまからご尽力を賜りまして作成を進めてまいりました和光市こども計画でございますが、本日の資料として素案を取りまとめさせていただきまして、ご提示をさせていただいております。本日のご審議の後に再度手直しを行いまして、年明けにはパブリック・コメント等によりまして、市民の皆さまにお示しをしていきたいと考えております。本日の会議では、これまでのご審議の内容を含めまして、素案の内容につきましてご意見等を頂きたく存じます。

それでは、限られた時間となりますが、ぜひご忌憚のないご意見を頂くことをお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

それでは、和光市子ども・子育て支援会議条例第7条に規定に基づき、議長を森田会長にお願いしたいと存じます。森田会長、よろしくお願いいたします。

森田会長

皆さん、おはようございます。

急に今日寒くなったところですが、この間、事務局と打ち合わせをさせていただきながら進めてきた素案がまとまりました。

皆さんにはそれを読んでいただいて手を入れていただき、そしてまたご意見を頂戴したりしながら、ここまで続けてきました。とりわけ今回、こどもや若者の意見をしっかり聞きながら、それをどのように素案にまとめ上げていくのかが難しいことです。

あまり煩雑になってしまうと、何を言っているのか分からないみたいな話になってしまいますが、聞いたことをきちんと明示化していくということもしなければなりません。これは今までどこもやったことがないことを初めて挑戦しているわけで、簡単なことではなかったです。

何度も事務局にはここはこうした方がいいとか、ここはこんなふうに修正してほしいとか、そんなお願いをしてここまでたどり着きました。ぜひ皆さんと一緒にここから最後の議論に向けて、ご尽力いただきたいと思います。

それでは、ただ今から令和6年度第5回の和光市子ども・子育て支援会議を開催します。和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項の規定により、会議の開催要件として委員の過半数の出席が必要となります。本日の参加状況について、事務局からご報告お願いしたいと思います。

事務局（子ども家庭支援課 堀江課長補佐）

本日、委員17名のうち現在8名のご参加を頂いております。欠席は南平委員、竹内委員、新井ちなみ委員、福島委員、大川委員、山西委員、新井悦子委員、酒井委員です。また、参考人として和光市社会福祉協議会より塚本さまにご参画を頂いております。よろしく願いいたします。また、もし伊東委員がご欠席の場合なのですが、定数に達しないため、本日終了後に文書を欠席の委員の皆さまにご送付させていただき、意見を頂くことをもって会議に出席させていただいたということにさせていただきたいと、事務局としては提案したいのですが、会長、皆さま、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

森田会長

実は今日いらっしゃる予定だった方がご病気とか、幾つかそういった要件が重なりまして、急きょこういう状況になっております。伊東委員が後で追って来てくださるということにはなっていますが、いずれにしても、先ほど部長からお話がありましたように、これからパブリック・コメントを予定しており、この先、延ばすことができないということがありますので、今日ご欠席の方については、皆さまとこれから議論したことを踏まえて、ご意見を頂く形でこの会議を成立という形にさせていただいて、ご了解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

一同

異議なし。

よろしいですか。申し訳ありません。それでは、そういう形でお願いします。

第2回の会議において事務局の方から説明がありましており、今年度の会議において、参考人として和光市の社会福祉協議会から塚本拓さんにご参画いただいております。よろしくお願いいたします。

なお、学識経験者としてご参画いただいていた越智真奈美委員ですが、産休に入られたということで、11月1日から前にもご参加いただいていた、大澤絵里さんにご参加いただくことになりましたので、ご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、幼稚園の保護者として参画いただいております川畑あや香さんが一身上のご都合で退任され、新たに南平愛委員が11月1日から委嘱されました。今日はお休みとなりますが、よろしくお願いいたします。

続いて議事録の署名人を指名させていただきます。汐見副会長と百武委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がいらっしゃいますが、本日配布している資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思います。この会議録を作らせていただいて、皆さんに、また、欠席の方にもご意見頂戴するという形ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日の議題は、和光市こども計画の素案の検討、その他となります。

まず、こども計画の素案について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(伊東委員到着)

ただ今、伊東委員が到着しましたので、会議が成立いたしました。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

子ども家庭支援課の渡邊です。

それでは、お手元に【資料1】和光市こども計画素案と【資料2】第4回和光市子ども・子育て支援会議書面開催の委員意見と回答をご準備ください。第4回会議は書面開催としたことから、委員の皆さまより頂きました意見と、それに対する回答をまとめさせていただきました。どうもありがとうございました。まず、【資料2】をご覧ください。施策の体系に関するものとして、5人の方からご意見をいただきました。福島委員からいただきました意見からは、こどもまんなか社会の実現のため、社会全体の意識醸成に取り組むことが必要だと認識し、基本理念において、こどもを権利の主体として尊重することということと、常にこども最善の利益を最優先することという2点を基本理念の方に明記させていただきました。

続いて、(2)成果指標についてです。こちらは8人の方からご意見を頂きました。大川委員からは、成果指標として示した民間施設等に対する指導監査（実施指導）の実施率が、法律により年一回の実施が義務付けられているとのご意見を頂きました。ご指摘のとおりであり、民間保育施設等における1施設当たりの平均指摘件数として見直しし、平均指摘件数を減らすことで質の向上を図る指標といたしました。

また、山岸委員からのご意見では、成果指標 14 について、子育てについて相談できる人がいないと感じる割合としていましたが、相談できる人がいることが大切であるため、ご指摘のとおり、相談できる人がいると回答する保護者の割合に変更しました。なお、成果指導 16 については、未受診率を下げることを目標であるため、このままとさせていただいております。

また、塚本さんからは成果指標 12 について、児童センター、児童館の利用児童における中高生の割合としていたところで、中高生が増えても、小学生も増えたら変わらないというご意見から、確かにそのとおりであり、児童センター、児童館を利用する中高生の数に変更いたしました。

続きまして、(3) 計画全体については、5 名の委員の方からご意見を頂きました。田川委員からのご意見で、ボール遊びができる公園で子どもたちが遊べなくなったり、居心地が悪くなったりすることはあってはならないことで、ご指摘のとおり大人の意識改革が必要です。そのため、地域がこどもの権利を認識し、常にこどもの最善の利益を最優先することが必要であるため、先にご説明いたしました福島委員の意見からもありますように、基本理念に社会全体の意識醸成に取り組むことを明記いたしました。

また、天野委員からは、オンライン化が進むといいという意見があり、アンケート結果からもあるように、重要な視点と考えております。オンライン化や情報のデジタル化については、具体的な取組として入れております。

続いて、(4) 教育、保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制については、2 名の委員からご意見を頂きました。福島委員からは、駅ビルの開発等における人口動態についてご意見を頂きました。大規模開発を見据えた量の見込みと提供体制としておりますが、駅北口の開発については令和 12 年度から次期計画に反映することとなります。

(5) その他のご意見やご質問については、5 名の委員からご意見を頂きました。汐見副会長から頂きました子ども・若者支援について加筆のご提案があり、自分で行くことのできる場所については課題であると考え、基本施策 2-1 に「困難を抱えている子どもが自分を守るために、自分で行くことができる場所や施設、機関などの情報を提供します」と方向性に明記いたしました。また、主な取組として、「子どもが自分を守るための情報提供」を加えました。

また、新井委員からは、近年の異常気象における猛暑や大雨におけるこどもの健康についてのご意見を頂きました。基本施策 2-2、子どもを守る地域づくり、課題と方向性に異常気象ということを明記いたしまして、具体的な取組としてクーリングシェルターや「まちのクールオアシス」事業を掲載いたしました。以上が第 4 回書面会議の意見とそれぞれの意見に対し、計画等に反映を行った主なものとなっております。

それでは【資料 1】和光市こども計画素案をご準備ください。委員の皆さまに頂いた意見や庁内における連絡調整会議等を経て、和光市こども計画素案を作りました。6 ページの計画体系図をご覧ください。こちらについては、関連計画にさまざまな計画を追加いたしまして、連携を図ってまいりますと記載しております。

続いて 13 ページをご覧ください。基本理念となっております、委員の方からもたくさんのご意見を頂戴したことから、基本理念の説明として、子どもを権利の主体とすること、常にこどもの最善の利益を最優先することを加え、子どもまんなか社会、子どもまんなか和光の実現を図っていくことを明記しております。

18 ページをご覧ください。18 ページは施策の体系図となります。基本理念、基本的な視点、基本

目標があり、和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携により、基本方針に基づく各施策を実行していく体系図になっております。前回より変わった点としては、基本方針 1、こども・若者の意見表明参画に、1-3 として多様な背景を持つこども・若者を受け止める地域づくり、こちらを追加させていただきまして、困難は抱えてないけれども、多様な背景を持つこどもたちを地域で受け止める施策としています。

続いて、20 ページをご覧ください。こちらは成果指標になります。成果指標の 1、こども・若者の意見を聞いて実施した事業数、こちらは中間見直しで決定させていただきます。続いて 1-7、悩みを相談できる人がいると回答する若者の割合、こちらは今現在、若者のアンケート調査を実施していることから後日入れさせていただきます。

それでは、続いて量の見込みと提供体制についてご説明いたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

子ども家庭支援課の富澤です。

それでは、量の見込みと提供体制についてご説明をさせていただきます。76 ページをお開きください。こちらのページは、令和 2 年から令和 6 年までの間の各認定された児童の数の推移になっております。1 号認定は幼稚園等の利用児童、2 号認定に関しては保育を必要とする児童で、その内訳を、保育を利用・必要とする児童の中でも教育ニーズが高い児童と、それ以外の通常保育を利用、必要とする児童という形で分けています。3 号認定は、0 歳、1 歳、2 歳で保育等を必要とする児童という形になっておりまして、その推移等を取っております。

こちらを見ていただくと分かる通り、2 号認定の児童の、特に教育利用希望が強い児童数が 304 人から 470 人ということで、1.5 倍以上に増加しているという状況がございます。こちら理由としては、認定こども園の整備ですとか、幼稚園の預かり保育等の拡充が進んだことにより、保育をする必要とする児童のうち、教育利用希望の強い児童の受け入れ体制を拡充したことから、教育利用希望の認定児童数が増加しているという状況になっております。

一方で令和 2 年度以降、コロナ禍等の影響等を強く受けている中で、こどもの数そのものが減少しているという状況がございます。今、どうしても 0 歳児の人口が減るということは、次の年の 1 歳児の人口が減るという形になりますので、3 年から 5 年というスパンで見えていくと、この未就学児の児童が大きく減少するという状況がございます。

第 2 期計画の中で基盤整備等が進み、かつ児童数そのものが減少傾向にある中から、待機児童数についても大きく減少しておりまして、令和 6 年度の当初においては、0 歳児だけではなくて、従来、保育において、主要な待機児童の発生が一番大きいところだった 1 歳児に関しても、年度当初の時点で保育施設に欠員が生じている、余っているという状況が生じておりました。

ただ、施設としては空きがあるのですけれども、お子さまの状況ですとか世帯の状況等により保育園に入ることができずに、待機いただいているという状況が一定程度あったというのが、令和 6 年までの状況になっております。今ちょうど令和 7 年の 4 月の保育園の当初申請、受け付けをしている時期でもございますので、令和 7 年度の申請状況について、昨年度と比して何か大きく変更点があれば、そこについて、この後報告をさせていただきたいと思います。

事務局（保育サポート課 渡辺統括主査）

保育サポート課の渡辺と申します。

まず、確定の数字ではないというところをご了承いただきつつ、令和7年度4月の申請状況を、簡単にですがご報告させていただきます。全体的な部分では、令和6年度4月の1次申請の方と比較しまして、おおよそ同程度あるいは若干少ない申請数というところで、今受け付けの数を認識しております。

その中で一番人数の変動が顕著なところとしましては、4歳児の部分で、こちらは20名以上申請が減少はしていますが、要因といたしましては、令和6年度4月に新倉幼稚園が認定こども園に移行されたことにより、保育の認定での申請が増加したというところで、こちら今回、令和7年度4月に関しましては、3歳児以降が入所する新しい施設であるとか、幼稚園から認定こども園に移行する施設というのがございませんで、そういったところで4歳児、5歳児の申請数が少なくなっているというところになっております。

今もお話にありました0歳児、1歳児、2歳児の部分、主に0歳児、1歳児は令和6年4月の1次申請の時と比較しまして、おおよそ同程度となっております。0歳児につきましては、4名ほど申請者数が増えております。逆に1歳児につきましては、申請者数の方が7名ほど減少していると。2歳児は、11名ほど申請者数が減少しているというところになっております。

こちらはまだ4月の1次申請ですので、また、4月の2次申請は今現在受け付けをさせていただいている最中でございます。ですので、4月の申請者数の確定はまた先というところにはなりますけれども、速報値ということで状況をご報告させていただきました。以上となります。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

今報告にありましたとおり、今の申請状況をもって数字が確定するものではございませんが、おおむね、昨年度とほぼ同様の申請のトレンド、傾向としては、昨年度の傾向が継続していると認識しております。この後、説明する量の見込みに関しても、昨年度の現在をベースに、ニーズ率の伸びですとか、そういったところをもって算定をしている状況がございしますので、今の段階で大きく昨年度から状況が異なるところではないとご認識いただいて、次の話を聞いていただければと思います。

では、続きまして77ページが量の見込みと各施設内認別の提供体制のシートになっています。数字が細かいので、全部読み上げることはいたしません、一番上の令和7年度というところで見いただきますと、令和7年度の①量の見込みというのが、このサービスの必要とする児童の数になります。1号認定の教育を必要とする3歳、4歳、5歳の児童が512名います。一番右でいきますと、3号認定の2歳が433名ということなので、保育を必要とする2歳児が433名いますという表の見方になります。

それに対し提供体制というところで、今の2歳児を例に挙げますと、465名分の提供体制が確保されております。小規模保育事業所や保育園、認可外の施設等の数字を積み上げて465名分、施設が確保されているという形になります。保育を必要とする2歳児が433人おまして、それに対して465人分、提供体制が確保されておりますので、差し引き32名分余剰があります。余裕を持って提供体制が確保されているという見方になります。こちら先ほども申し上げましたとおり、数字として充足をしているというところと、個別の事情をもって保育園に入ることができないお子さまがいるというのが同時に成立いたしますので、この32名分、施設が余っているから、全員保育園に入れているという状況ではないところをご認識ください。

この数字が続いていくと、令和 11 年度はどういう数字になるのかというところで見てくださいと、一番下、下段になります。先ほどのとおり、量の見込みに対して提供体制、おおむね充足をしているのですが、先ほどもあった大規模開発等により、0 歳児、1 歳児、2 歳児の児童人口がこの計画期間内で一定程度増加するという見通しの中で、2 歳児が量の見込み 471 名に対して提供体制 465 名というところで、6 名分、足りていないという状況が発生しております。

この状況を踏まえて、次、78 ページをご覧ください。会議の中でもご報告させていただいたとおり、今後の児童人口推計と今現在の保育申請状況を踏まえた、量の見込みに対する確保策については、既に整備をされている提供体制に基づいて、令和 10 年度まで必要量が確保されているという見通しになっております。先ほども報告があったとおり、従来、待機児童が発生をしていた 0 歳児、1 歳児、2 歳児、特に 1 歳児、2 歳児についても、令和 7 年度時点で充足をする見通しとなっておりまして、現に令和 6 年 4 月当初の時点で、0 歳児、2 歳児を中心に多くの保育施設の定員に対して、欠員が生じている状況がございました。

先ほどの令和 11 年度の 2 歳児について、若干の不足が生じるという見込みになっておりますが、一方で、同じ年代の 0 歳児、1 歳児を見てくださいと、その部分では提供体制が量の見込みを大きく上回っているという状況がございます。従って、この 6 名分の不足を解消するための基盤整備を行うのではなく、余剰人員、0 歳児、1 歳児の空き枠の弾力的な運用をもって児童の受け入れを行っていくというところを前提に、この計画は進めていくとしております。

次の 79 ページ、80 ページ、81 ページが地域別の内訳になりますが、こちらも数字を細かく読み上げてしまうと、時間ありませんので、大きなところで説明させていただきます。中央エリアにつきましては、もともと駅周辺というところもあって、人口比に対して小規模保育事業所等が多く集中している地区でございましたので、利用ニーズに対して提供量が一定、充足をしているエリアになっております。

一方で北エリアや南エリア、特に南エリアについては、この計画期間内で大規模な住宅整備が想定されるという中で、一定数の地域の中だけで量の見込みを充足するというところが難しい状況がございます。従って、先ほど申し上げたところの方針の再掲にはなりますが、一つは年齢別の受け入れ児童数との調整をもって、児童の受け入れを行っていくというところなんです。もう一つは、北や南それぞれが中央エリアに隣接していますので、隣接しているエリアの余剰人員をもって、児童を受け入れていくというところで、児童の受け入れ、待機児童の解消を進めていきたいと考えております。以上が特定保育地域事業の量の見込みと確保策になります。

では、続きまして 82 ページからが地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策になってまいります。まず、82 ページが利用者支援事業になっておりまして、今現在、和光市子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健の支援を行う専門員を配置して、相談等を受けています。その状況は、今後も基本的な整備状況は変えず、ただ、地域こども家庭センターの意向等も踏まえまして、今後、基盤整備を行っていくことを想定しておりますので、そういった書きぶりになっております。

こちらを見てくださいと、量の見込みと確保策について、令和 9 年度以降、※印という形で数字を置かせていただいておりますが、こちらについては地域こども家庭センターと地域子育て世代包括支援センター、そちらの整理を行った上で、最終的に整備される整備数を記載させていただくという記載になっております。

②の時間外保育事業、こちらは保育園で時間外、延長保育でお子さんをお預かりするものについ

て、量の見込みを記載しているものになります。こちらに関しては、現行の制度をそのまま継続するという想定になります。

84 ページ、学童クラブの量の見込み、提供体制というところで記載させていただいております。今、未就学児童が減少している状況がございます。そうしますと、当然、今後の5か年の中では未就学児の減少が就学児童の減少に跳ねてくる形になります。就学児童が減少する中で、保育ニーズ等、一定程度の高まりは想定されますが、児童人口の減少に伴い、現在の数字が推移するというところで、量の見込みを推計させていただいておりますので、基本的にはこちらに書いてある基盤整備をもって、両シートともに、こちら今後の方向性にも書いてあるとおり、わこうっこクラブとの一体的な運営等を推進することにより、放課後のこどもの居場所の確保を進めていくことを基本方針とさせていただいております。

続きまして86ページのトワイライトステイ、ショートステイの事業です。ショートステイ、トワイライトステイは、保護者の方の事情により一定の期間、おうちでこどもを見ることができないご世帯について、いわゆる社会的な養護というところで、こどもをお預かりする事業になります。

主としては、第2期計画の中ではこの事業というのも特段の整理は行っておらず、いわゆる緊急サポートで、緊急的な預かりについては対応させていただいております。今後、こちらの事業につきましても、こどもを児童養護施設だけではなく、例えば里親登録をされていらっしゃる方ですとか、そういった方でも預かることができるように制度の拡充がございましたので、市では既に里親登録をされていらっしゃる方ですとか、いわゆる地域の民間人材等の活用、連携をした上で、事業の展開をしていきたいと考えております。

87 ページ⑤こんにちは赤ちゃん訪問事業に関しては記載のとおりです。赤ちゃん、産婦さんのところに訪問をして、状況の確認をして支援をとということについては、0歳児の人口推計をベースに、今後も継続をしていく記載になっております。

続きまして、88ページの養育支援訪問等に関しましては、支援を必要とする児童と世帯について、訪問して養育能力の向上を図るサポート事業になっております。こちらについても、現在支援を行っている世帯数をベースに数字を算定して、今後の必要件数を想定しております。

続きまして、⑦の地域子育て支援事業、こちらも子育て世代包括支援センター等で実施をしておりますひろば型の事業になっております。こちらも今後の量の見込みについても起算をした上で、基本的には人口動態ベースで利用数の推計というのを行って、数字を掲載しております。

続きまして、90ページが幼稚園児の預かり保育、一時保育、休日保育等、いわゆる一時預かり事業という形になっております。こちらも基本的には、既に現行整備をされているファミリーサポートや一時保育、幼稚園の預かり保育等について、継続して実施をしていく記載をさせていただいております。

続きまして92ページ、病児保育です。こどもが病気の時などで保育園等を使えない状況の中で、預かりが必要だという際に提供されるサービスになります。市では、施設に預かりを希望する方への支援として、今まで市内2カ所で病児保育を実施しておりました。実際の利用状況や申請状況でいくと、数字としては決して大きな数字は上がっていないという現状がございます。

ただ一方で、アンケート調査では、なかなか施設が立地的に使いづらい、あるいは手続きが煩雑で申請まで至らないところで、使いたい時に使えないというご意見を多く頂いています。そういったご意見も踏まえまして、今回、令和7年度から和光市駅周辺において、医療機関と連携をした2名定員

の病児保育事業所が1カ所新設いたしまして、利便性の向上と受け入れ枠の拡大、その2点を図っていきたいと考え確保策を計上させていただいております。

⑩ファミリーサポート事業に関しては、従来の事業を継続という記載になっております。⑪、⑫に関しても同様です。

⑭96ページに関しまして、こちら新規の事業となっております。事業概要にもあるとおり、養育環境等、何かしら支援を必要なご世帯およびその児童に対して、こどもの居場所となる場所を形成いたしまして、生活習慣や学習習慣、そういったところの支援を行う事業を実施するという事業概要になっております。市内1カ所でこの事業を展開いたしまして、おおむね15名程度の定員を見込んで、この事業を実施していくというところの記載になっています。

次の97ページ、⑮の親子関係形成支援事業についても新規の事業となっております。事業概要は記載のとおりですが、こどもとの関わりについて、不安や負担を抱えている保護者およびその世帯に属する児童に対して、グループワーク的なところをベースに、児童の心身の状況だとか、こどもとの関わり方を一緒に支援していくという事業になっております。こちらは、レクチャーをできる人材を今後育成していき、地域の中での展開を想定しております。

⑯98ページ、妊婦等包括相談支援事業に関しても事業概要は記載のとおりです。妊婦さん等に対して、子育ての状況といったところの調査、把握を行いまして、その世帯が必要としている情報を提供していくというところを想定しております。こちらについては、基本的には妊娠時の届け出も含めて、おおむね3回程度、面談をしていくというところが定まっておりますので、出生児童数×3で量の見込みを算定させていただいております。

続きまして99ページ、⑰乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度。こちら2期計画ではなく、第3期計画からの掲載事業となっております。満3歳未満の乳幼児に対して、保育だけでなく、遊び場、居場所の提供をもって保護者の心身の状況等の支援をしていくという事業になります。今後、実施する事業所に関しては調整した上で、必要な量などについて見込んでいくと想定しております。

⑱産前・産後ケア事業は、国の産後ケア事業という掲載になっておりますが、和光市では、産前の妊婦も含め、産前・産後ケア事業という展開をしているものについて、今後の方向性の記載をしている事業となっております。全部で18事業がありまして、駆け足の説明になってしまいましたが、私の方からは量の見込み、確保策について説明させていただきました。以上です。

森田会長

ありがとうございます。それでは、質問などありましたらお願いしたいと思います。あるいは前回は書面会議になっていますので、書面会議の中での質問に対する回答がよく分からなかったというところでの質問でも構いません。

参考人（塚本さん）

和光市社会福祉協議会の塚本です。7ページの図についてお伺いします。

右上のところに地域福祉計画と書いてある一番左に、各圏域福祉コーディネーター（地区社協）と書いてあるのですが、これは何を指しているのでしょうか。もし自分がやっている社会福祉協議会の

地域福祉コーディネーターのことであつたら、福祉ではなく地域福祉と書いたらいいかなと思いますし、そうではなく地区社協の中に何かそういう福祉コーディネーターみたいのを置かれる予定だったら、そういう名前でもいいと思いますが、何を指しているのか教えてください。

自分のことなのか、自分ではないのかが知りたいです。よろしくお願いします。

事務局（子ども家庭支援課 平川次長）

塚本様の立ち位置のことになりますので、正式な名称を書かせていただきたいと思います。

参考人（塚本さん）

分かりました。

そうすると、各地区社協というのが、自分は地区社協の人ではないので、地区社協をサポートする社協の地域福祉コーディネーターではあるのですが、僕は地区社協には属してない。その辺、書きぶりを確認していただけたらと思います。お願いします。

事務局（子ども家庭支援課 平川次長）

承知いたしました。

森田会長

そういったところも、例えばこども計画の方から見ると、こういうふうな書きぶりの方が分かりやすいのではないかということ进行调整していただくことはすごく大事だと思いますので、ぜひお願いをします。

いつも言うのですが、計画の作成は多様な事業が様々なところで行われているものを、今回は、こども・若者・子育て世帯という横串をさしていく営み、つまり、この計画の理念や方針というものの理念や方針というものに従って切り取っていくという、非常に難しい作業だと思います。

おそらく事業はもっとたくさんあるのですが、その中で書き込んでいくことはごく一部分になるわけなので、そういう意味で、何を書き込んだら一番今表現したいものに近づいていけるか、長い時間をかけて皆さんで議論していただいているところなので、ぜひ今のような社会福祉協議会でやっているものが、どんなふうにこどもの計画のところに関わっているか、もう一回見ていただくと、大きな事業に展開していくと思います。

例えば学校も、こどもにはものすごく大きく関わってくるものですが、こども計画ではこんな形でしっかり書き込んでもらった方がいいというのがあれば、ぜひご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

こうして見ると、13 ページの基本理念を振り返ると、今頃になって思うのですが、皆さんの意見がたくさんあって、やはり「こどもまんなか」という言葉で表現されているのは、こどもを真ん中にいさせればいいというわけではなく、この真ん中に置くということがどういうことなのかをしっかりと書き込まなければなりません。例えば 15 ページにも、基本的な視点に書いていますが、全てのこどもの権利が保障されるということと、こどもや若者たちが権利の主体として認識できるような

ものにしていかなければならないということをしっかり書いていて、これは皆さんからのご意見にもたくさん出てきたわけです。そうすると、こどもの権利の一般原則の4つである、こどもの命や成長発達の権利、最善の利益、こども・若者の意見表明・参画、差別の禁止がすごく大切で、これが実は一般原則4つを具体的に事業の下で展開していくと、これがこども権利というところにきちっと向かっているという、この概念の具体化がこの4つの一般原則になっていますよね。

この4つの原則というのが書かれていて、そしてこどもの権利の理念も書かれているのだけでも、この最初の3行のところには書いていません。「こどもまんなか」っていう言葉で足りているのか。これ、実は他の自治体でもあって、例えばこどもが幸せを感じ、地域みんなで幸せを実感できるというところで、やはりここはもっと努力しなければなりません。こども権利の実現のために、みんなが努力しなければいけないと思います。この「こどもまんなか」について、学校は、どう思われますか。

高委員

非常に難しいですね。この「こどもまんなか」っていうところ、確かにちょっとふわっとした感じかなっていうのは印象として受けます。今先生がおっしゃっていたことを聞いていると、もうちょっと具体的に何かっていうところでも書いてもいいのかもしれませんが、基本理念となると、あんまり詳しく書き過ぎてもっていうところもあります。だから、その辺りで難しいなと話を聞いて思いました。

森田会長

これはやはり自治体の問題なので、どう考えるかはあると思うのですが、状況を書いていくということと、理念はどこに向かうのかの方針は、結構重要だと思います。現実としては、今どこにあるのかということだと思います。

例えば、県がこどもの権利を明示化した埼玉県こども・若者基本条例を作ったわけですが、今の段階をどう捉えるかということをしっかり明示化したものとなります。

この計画は行政計画になりますので、最終的には、この審議会と行政とのキャッチボールが必要です。ぜひ皆さんのお感じになっているところをご意見下さればというふうに思います。いかがでしょうか。まだパブリック・コメントも実施いたしますので、ここでの意見ということでもいいと思います。14ページの具体的なポンチ絵は全体のイメージを共有できるものなので、ぜひそこは見ていただけるといいかと思います。

汐見副会長

汐見です。こどもまんなか社会の「こどもまんなか」という言葉ですが、これはこども家庭庁が出したことばです。社会は、こどもだけじゃなくて、全ての人が同じように人としての権利を持ちながら、認められていかなければいけないということで、こどもだけがまんなかではないと考えると、この言葉に違和感を持ちます。

ただ、歴史的なことを考えると、やはりこどもは受動的な存在だという見方が長い間されてきましたから、こどもが能動的な権利を持った1人の人であるっていう認識が社会全体に薄いのではない

かと思います。そういう意味合いで考える時に、こどもまんなか社会という言葉が、こども家庭庁から出てきたのだらうというのが私の認識です。

森田会長

他に何かご発言ありますか。他のところでもいいですし、その後の指標のところなんかも結構いろいろ出てくるとは思いますけど、いかがですか。成果指標のところですね。

皆さんのご発言を頂いた上で、随分修正かけてくださってきていますけれども、いかがですか。

大澤委員

大澤です。

今のお話を聞いていると、こどもが能動的に、自分たちが社会に大切にされているのだということ拾える指標を、どこかで調査していますでしょうか。私は今会議から委員に参画したので、今までの過程を分からずに発言させていただきますが、こどもたちがそういうことを感じているかどうかというのは私は知りたいと思います。5年後にこどもたちの感覚が変わるかどうかということを、大人の私たちや社会が見ていけないといけないのではないかと、今の先生たちのお話を聞いて思いました。

そういうところをやはり目指していきたいというのが基本理念になるのだと思っていますし、こどもまんなかっていうのがそういうことなのかなって私の中で思ったので、発言をさせていただきました。

森田会長

今回初めてこども調査や若者調査を様々な形で実施し、いわゆる量的アンケートもやっていますし、こどもたちを対象としたワークショップでの意見表明もあります。それが具体的には24ページから見ていただくと、事業がどういうエビデンスに基づいて具体化されているのかということが分かるように、編集をしてもらうようお願いしています。

これ、大変な作業を今やったださっているわけですが、様々な調査でこどもや若者、市民の声が、もっと明示化されてもいいとお話をしていました。後でパブリック・コメントのことも出てきますが、もちろんこどもも市民の一部ですが、やはり当事者として、当事者性みたいなものがここに明示化されてもいいのかと思います。

大澤委員

今話聞いていて、たくさんの作業をしていただいて、事業の中にも反映しているのだと思うのですが、おそらくこの書き方だと、ここでこういう声を上げたから、この時点でこんなふうに反映して、この次の計画では変えましたというのがあまり見えないというように、私は今これを見て思いました。

森田会長

初めて今回子どもや若者のアンケートを取っているので、今回は比較指標がほとんどないわけです。比較データがないですが、でも次の5年後には必ず比較するもの出てくるわけで、その時にどういうものを大事にして、そしてこの計画を量的にも、質的にも見直していくのが、大事なことです。その大事なことをチェックしていけるのが成果指標であるということだと思うので、この成果指標の中に必ず入れてほしいと思います。今の状況でいくと、先ほどお話がある成果指標として、具体的には皆さんのご意見を頂いたことを、何か調査とか、あるいは利用実態だとかそういったもので、ここのところで数量化できることはないだろうかということで作り上げていったのが、この成果指標なわけです。

今、大澤委員からお話があったように、もう一回探し直すっていうことも当然あります。こういう成果指標があるといいということや、今回それができなかったとしたら、何らかの形で作ってあげればいいことなので、また何かの機会にそういったデータを取るっていうことは当然できることと思います。

高委員

高です。

4つの基本目標の2つ目、「今、子どもが主体的に健やかに成長できる」というところですが、これどういうことなのかなと考えました。主体的に健やかにとは何を求めているのだろうっていうところが疑問に思いました。主体性を求めているのは、地域に対して主体性を求めているのであれば、今子どもが地域で参加して楽しいと感じるところに主体性を盛り込んでもいいのかという気はするのですが、ここに主体性と健やかという違和感を、読み返して思いました。

この主体性は地域の方に入ってもいいのかと思いました。だから、2つ目は子どもが健やかに成長できるということかと思いました。この「主体的に」に込められた意味を教えていただきたいと思っています。

森田会長

この主体的という言葉が、健やかに成長できるというところにどう関わるか、今ご質問があったわけですが、16ページの基本目標になります。目指す姿というのが書かれていて、子どもの最善の利益が優先されて、この姿としては、子どもを主体とした子どもの成長を支援します、子どもが心身共に安全・安心して暮らすことができる社会を目指しますと記載されています。

そうすると、子どもが主体的に健やかに成長できるというところですね。

主体的にということで、家庭や地域において、子どもの主体性というものが尊重されるっていうことですよね。15ページでは「権利の主体として認識し」という記載がありますから、これは、認識するのはもちろん子ども・若者自身もそうですし、当然大人も、この権利の主体として認識し、社会全体が、子どもを権利の主体として認識していくということがすごく大事だということです。

大澤委員

今お話しただいて中で、おそらく上2つの基本目標は、「子どもが」が主語なので、社会づくり

ではないと思います。下の2つの基本目標は、「社会が」であり、こどもが目指せる、その周りを、その環境を作るのが下2つの基本目標で、上の2つは、その環境を作った中でこども自身がどうなっていくのか、どうなりたいのかっていうところだと思います。

主体的にというのを聞くと、安心・安全に暮らすことができる社会を目指すというよりも、こども自身が、例えば夢を持って、積極的に自分たちの人生をどうする、今の生活をどうするっていうふうに、そこをこどもが主体的に考えるっていうところが目標なので、文章が「社会を目指します」だと、環境を作ることになるので、こどもがどういう状況になりたいとか、なしてほしいのかということを入るといいと思います。つまり、上の2つの基本目標はこどもが主語で、下の2つは社会が主語のような文章に書くのがいいと思いました。

高委員

何となく分かります。私も少し違和感があるのが、教育基本法では、主体性と、健やかというところで、分けて提示しています。

もしくは主体性を持って何かができる、成長できるとかそのように、もう1項目分けて考えてもいいという気がいたしますがいかがでしょうか。

森田会長

ありがとうございます。基本目標のところについては引き取らせていただいて、皆様のご意見を踏まえて、趣旨としてはよく共有できていると思うのですが、これをどういう形で書いたら、一番この全体の形がうまくいくのかっていうことを考えたいと思います。そういう形で引き取らせていただいてよろしいですか。

汐見副会長

もう1ついいですか。8ページに、こどもの計画のこどもの範囲が書かれていて、こども・若者支援ということに30歳までの青年を視野に、射程に入れているっていうことになっていますね。基本目標になると、やはり社会の中で1人ひとりが、子育ても大事なのですが、仕事ができるとか自分らしく自己実現できるというようなことも必要だと感じます。

森田会長

今回については初めて若者期を射程に入れるということで、全面的にまだ事業が展開してない段階ですので、こども期を中心としたこども計画となっています。そして、そこに地続きの問題として若者たちの問題を留意していくことになっていますので、その地続きの仕方として、今の段階では子育てのところにつながっていているのが、子ども・子育て支援事業計画でしたので、そのあたりはこの中に入っているということとなります。

若者計画を将来的にきちんとこの中に位置付けながら、このこども計画を考えていくことを、理念のところきちとうたっておくことが必要ではないか、まさにそのとおりだと思います。それも含めて最終的な調整案を作っていきたいと思います。

まだ本当に若者の計画というのは事業がないので、そういう意味で、こども・若者計画にはならないということで、こどもの権利を基本にしたこども計画を作るってということで、ここでは話を進めていくというところでよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど事業の指標というお話を少しいただきました。想定される様々な事業というところで、市民の声やこどもの声や、これから調査結果も出てきますけれども若者たちの声や、こういったものを多様に入れながら基本方針を作っていくということで、具体的にはこの基本方針1が、そのままになるかどうか分かりませんが、基本方針2のところは市民の声もたくさん入ってきます。やはり1のところはあんまり入っていないですね。

それぐらい若者事業もないですし、今まで若者調査もあまりできてないので、具体的には本当にまだ中身が十分できていないというところなんです。けれども、基本方針として持っていくというような位置付けということだと思います。こんな形でどうでしょうかということなのですが、少しエビデンスとしてのいろんな調査結果や、ご意見とか、そういったものを入れながら、この基本方針のところで具体的な取組をここに書き込んでいくという形です。そうすると、先ほどの話で、基本方針1のところはまだ薄いということが見えてくるのですが、これ、いつまでも作らないと、ずっとみんな気付かないでこのまま放置されてしまうので、しっかりと作ることがとっても大事だと、私は思ひますがいかがでしょうか。

結構大変な作業を今、事務局にはお願ひしています。また皆さんの団体や事業所等で、あるいは学校において、様々な調査などを行っていると思ひますので、こんなのがありますよということがあれば教えていただけますでしょうか。

何もここでやった調査だけじゃなくて、市の様々な調査等で何かをここに入れ込むことができますので、ぜひ皆さんの方から事務局の方にご提案いただけるといいと思ひます。この計画自体が、さっき言ったこどもをまんなかにして、和光市ではこんなところで取組があるということが見えてくると思ひます。そこが見えないと、他の自治体で作られたものと同じことになってしまうので、そうではなく、本当に和光市の中でこども・若者や子育て家庭が具体的に動きが見えるような計画にしたいいということなのです。

大澤委員

この書き方、私もまだこれから入るものもあるとは知らずに、先ほど意見させていただいてしまったのですけれども、すごく書き方はいいなと思ひています。

あと、施策の方向性のところにこういうことを大事にしていけます、やっていきますよって書いてあるので、ぜひその方向性と次の事業、それはどういう事業に具現化しようとしているのかというのを、関連している事業の名前や番号を入れると本当に実践をしようとしているというのが伝わると思ひました。

森田会長

先ほど言ったように、たくさんの事業が和光市の中にはあるのですが、その中の、この計画を作っているところが様々なところに聞きに行くことは、本当に大変なことなので、その情報をいろいろな関係者のところから頂けると、おそらくもっともっと豊かなものになっていくと思ひますので、ご協

力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ここは先を急ぐ必要があるので、量の見込みと提供体制についてここから議論したいと思ひます。先ほどお話があつたように、こどもや子育て家庭の数、それから、置かれてゐる状況によつて、この事業量は先ほどの基本的な方針というものに従ひながら、その関連性の中で、どれだけ事業を使う人、希望してゐる人がゐるかを推測して、この計画を作つていくところになるわけですね。

これは義務教育の学校とは少し異なり、純粹に例えば数がこれだけあれば、これだけの学校を作るというようなものとは違ふものです。特にこどもの数は、出生数は減つてゐますから、簡単に言うと今後減つていきます。

保育の希望ということに関しては、0歳児、1歳児については若干減つてゐるウエイトが高いので、少し余裕があるということになります。特に中央のエリアに余裕があるということで、これから不足してくる南のエリアのところを利用してもらうようにしていきましようというのが、基本の方針ですね。

そうすると、和光に住んでゐる人たちの感覚からいくと、南の方の人たちは、人口が増えている中で、この考え方でいいのか、あるいは何かもっと調整しないとイケないのか、この辺のご意見はいかがですか。

天野委員

天野と申します。

こどもはもう今小学生にはなつてゐるのですが、私も南エリアで子育てをしています。共働きの方は増えていて、南エリアの人は和光市駅というよりは成増を使つてゐる方も結構多く、和光市駅近くの保育園になると、またそこから30分かかったりもするので、2歳児以下のこどもを連れてそちらの保育園を利用となると、朝30分、夕方30分多くかかることになるので、毎日となると、とても負担は大きいと感じます。

森田会長

このあたりの配慮みたいなもの、あるいは動線みたいなものはどういふふうを考えてゐるのかなど、こういう議論はされてゐますか。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

ご意見、どうもありがとうございます。おっしゃるとおり、南エリア、特に白子2丁目や、南1丁目でも、第五小学校周辺のあたりの方は、生活動線としては成増駅がメインになってくる方もいらっしゃるだろうと認識をしています。実際、白子1丁目はほとんど保育施設がなく白子2丁目や南1丁目の施設を使われてゐる状況でございます。

一方で和光市のエリア分けというところでは、きれいに南、中央、北がきれいなラインで引かれてゐるというよりは、例えば中央エリアでも一定度、南とかなり近接をしてゐる丸山台3丁目のヤオコーの周辺ですとか、そういったところで隣接してゐる保育園等もございます。今、実際に南

に住んでいる方が、北や中央の施設をどれぐらい使っているのかというところを実態把握させていただいています。その中で、もちろん全ての南の方が中央、北のエリアの施設を使うわけではないと思いますが、ある程度、居住されている状況によっては、隣接のエリアの施設も使われているという状況があると認識をしています。

先ほども数字のところで申し上げたとおり、市内全体というところで見たと時に、新規に一部のエリアの特定の年齢を対象に基盤の整備を行うと、既存の施設にも大きく影響が出てきてしまいますので、今後、利用に至った申請状況ですとか、申請いただいたところの調整をもって、圏域の児童の受け入れをしていきたいと考えています。

ご指摘のとおり、どうしても北と中央のエリアを使うことは難しいという南エリアの方ももちろんいらっしゃると思いますが、南エリアはかなり幅が広く分布しているエリアでもございますので、その中で中央寄りの方、あるいは北寄りの方については、そういったところの施設も選択肢に上がるというところで、こちらの数字は見込ませていただいている状況です。

森田会長

今のお話で、全体としての状況で、どうしても都市計画とバッティングしてくことは起こり得るわけで、これをどうやって調整していくのかというのは、保護者の問題でもあるし、その先の、例えば学校の問題であったり、放課後のこどもの居場所の問題であったり、児童館の問題であったりしてくるわけで、こういうことについての全体的な調整が必要になってくるということを、認識しながら進めるということが必要となります。

要するに、子育て中の親たちが、ベビーカーを押して、あるいはこどもと一緒に歩いて通える範囲のところ、保育の場だとか児童館みたいなところ、こどもの遊び場所であるとか、子育て支援の場所というようなものを、きちんと整備していく必要があります。

これがやっぱり計画の中でとても大事な視点だと思いますので、位置付けていくという形でよろしいでしょうか。

1つよく分からなかったのでお話ししていいですか。88 ページの養育支援訪問事業、その他の要支援事業、要支援児童の支援というところで、現状で、訪問員延べ人数として、例えば具体的には令和5年度が、それまでの2とか1とかが、5となっていてぐっと増えていますよ。この問題を受けて、事業としてはこの量の見込みを令和7年は5から7に持っていくってということなのですか。7に持っていったら、そうすると確保の方策は11というのは、この対象者の44とか65とは違うということなのですね。この点について、ご確認お願いします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

分かりづらい表現になってしまって、申し訳ありません。まず、この養育支援訪問事業に関しましては、個別支援の中で把握をされている世帯環境上、支援が必要な世帯について、ヘルパーや看護師といった方を派遣し、その世帯の養育能力の向上を目指す事業となっています。なかなか推計というのが出しづらい事業ではございまして、どうしても個別支援の中で状況を把握されますので、1件も出ない年もあれば、場合によっては、そういうケースが集中的にある中で件数が多く伸びるという状

況がございます。件数そのものも決して多くないので、人口動態ですとか、そういったところに掛け合わせて数字を算出するのが極めて困難な事業となっています。

こちら 11 名に関しては、今現在想定をされる個別支援の中で、全員が扱われるわけではもちろんないです、ある程度想定される実数というところを数字に掲載させていただいています。上の要保護児童の年間対象者数 44、65 と掲載している数字につきましては、支援員が入る要保護児童について、市が継続的に状況の管理、確認、把握を行っておりまして、その進捗管理を行っている児童の数が、この 65 という数値になっております。こちらについても、先ほど言った人口増減と大きく関係がなく、年度の支援の中で把握をされている児童数になりますので、基本、この養育支援訪問事業については、要保護児童の進捗管理の中で個別支援を要するケースに提供されるサービスにはなりますが、こちら数字の根拠としては、現在支援を行っている実績ベースのところで、11 という数字を計上させていただいている状況になっています。

森田会長

そうすると、今実質やっているのは 5 ということなのですね。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

令和 5 年度は 5 名に対して提供しているということになります。

森田会長

5 名。だけど、この割合からすると、11 ぐらい出てきても不思議ではないので、一応、この数としては 11 ということを出したということ。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

そうですね。最大値でということです。

参考人（塚本さん）

二点、先ほどがあった南エリアと北エリアが中央エリアに来るという話では、自分がいつも和光市駅から総合福祉会館、つまり南側に向かって第二中学校、ひろさわ保育園の間をバスで通っているのですが、南エリアからすごい勢いで保護者がこども乗せて自転車で走っています。あの中にさらに南の人が中央に来て数が増えてしまうと、よりもっとたくさん混んでしまうのではないかと懸念します。

あるいは、社会福祉協議会の方で学童も運営していますが、学童のお迎えに行くために、おそらく南エリアだと第四小学校や第五小学校の学童に通う小学生のこどもがいます。でも保育園が中央だったり、会社は成増から通っていたりすると、成増から会社に行って、成増で降りて、和光市でこども拾って、その後学童に行ってお迎えみたいな感じで、それで買い物もしなきゃいけないし、でも買い物は大型スーパーがいいしと、すごく大変そうだったのが一点です。

もう一点は 84 ページについてなんですが、先ほど富澤さんからお話があった時に、人口動態について、2 歳児あたりがちょうどコロナ禍で減っているの、その後、小学校行くと自動的に減っていくお話があったかと思うのですが、例えば小学校に入学するタイミングで引っ越したりとか、幼稚園に入ったり小学校に入るタイミングとかで引っ越しを考えたりする方もいるのではないかと思います。市で把握している、例えば和光でこれだけ生まれて、何歳ぐらいでだんだん出ていくなどのデータというのは、既にお持ちだったり、皆さんで共有できるような話があったら知っておくと、いろんな話しがしやすいのかなと思いました。

森田会長

結構地域的に特徴があると思うので、その辺、たぶん分かりますよね。
ここで家を買って奥の方へ行くのはいつ頃かとか。どうですか。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

申し訳ありません。細かい数値が今手元にないので、ざっくりとした話にはなってしまいますが、まず先ほどおっしゃられた小学校になった時の転入、ないし逆に小学校になる前のタイミングでの転出の数字が、人口動態の変化率に表れてまいります。今回の人口推計については、前の年の 4 歳が次の年の 5 歳になった時にどれぐらい残りますかと。いわゆる転入・転出のプラスマイナスを加味した、どれぐらい変動しますかというところを変化率として算定して、これで数字を出していますので転入と転出は一定度、見込んでいます。

ただ、先ほど言ったいわゆる大規模住宅開発ですとか、通常の変化率から大きく外れてしまうものに関しては、個別に見込んだ形でこの数字を出している状況になっています。その中で、特にコロナ禍の中で、直近 5 年、未就学児の児童が 5 年でたぶん 500 人ぐらい減っています。そうすると、小学校になってからの動態は大きく動かないのですが、小学校前の児童が大きく減少しているという中で、今後 5 年に関しては未就学児の人が減ったものがそこに反映されてくるという状況を想定しています。

地区別でいくと、和光市は特に転入・転出が激しい自治体でして、広沢地区は、小学校 1 年生から 6 年生までいるのが何割とか、そういう数字になってしまいますし、市内全体で見ても 0 歳児で和光市にいたこどもが小学校進学まで和光市にいた割合というのが、以前算定した時は確か 3 割は出てしまうという状況があったかと思います。

和光市全体では、人口約 8 万の自治体なのですが、年間大体 9,000 人ぐらいが入ってこられて、8,500 人ぐらいが出ていかれています。差し引きでいけば、500 人ぐらいの増加という自治体なのですが、その内訳で見ると、1 割が入れ替わっているという、かなり流動率が高い自治体にはなっています。もう少し細かく見ていくと、地区別の流動率ですとか、今挙げた 0 歳から未就学では、たぶん 3 歳より前に移動される方の割合が一番高かったという認識しておりますので、そういった数字もあろうかとは思いますが、そういった流動率もある程度見越した上で、計画の方は想定をしております。

参考人（塚本さん）

加味されていること分かりました。ありがとうございます。

森田会長

よろしいですか。私もちょうど10年ぐらい前から計画を作ることに関わらせてもらっています。和光市はそれまでは、どんなように幼稚園が地域子育て支援のところに関わっていくかについて、あまり考えられてなかった自治体だったのですが、それが、この計画の中できちんと入れ込むことができるようになって、そして先ほど見たように、幼稚園のところにたくさんのこどもたちが行くという、いろんな施設を自分たちの暮らしや、こどもたちの性格だとか、そういったものと合う形で選択ができるような自治体になってきたという気がします。

なので、それを具体的にはどういう形でこれからも進めていくのか、それはとっても大事なところだと思いますので、先ほどの南エリアの人たちが困る、あるいは、こども誰でも通園制度の、99ページのところは3歳未満のこどもたちに対して、どうやって子育て支援というような形で進めるかということと同時に、ある意味こどもたちの社会化の年代がぐっと下がるという捉え方もできるわけです。

何も大人の子育て支援だけではなく、こどもたちの育ちの支援という形で、赤ちゃんの時から社会の中でみんなと交流していく。そうすると、あんまり遠いところに、誰でも通園制度の場所があっても駄目なわけで、どこでどんな形の事業が展開されることが、こどもたち、あるいは保護者たちにとって価値があるかということも必要な視点だろうと思います。

だから、この誰でも通園制度が預かってもらうことだけではなく、交流することとても大事な視点なので、そういう意味で、ぜひ今お話があった、いろいろなところで宅地開発といった都市計画が進むことと、この施設とそれから事業と、そして暮らしが分断されていってしまうこと、その分断をできる限り解消できるような形で、あまり遠くないところでできるといいかと思います。それがやはり一番大事なこども権利の視点になりますので、お願いをしたいと思います。

今回、事業が中心になるように現況は後ろの方に持っていつています。ですから、先ほどご質問があったような、こどもの数ってどうなるのですかとか、あるいはどういう地域別になりますかというのは、後ろに持っていつていて事業の方が先に来ているので、そのあたりもまたぜひ皆さん、ご一読いただけるといいかなと思います。

他にいかがでしょうか。

高委員

法改正などに伴って、結構新しい事業が⑬あたりから出ているのかなっていうのを思ったのですが、特に学校に関することなのですが、⑭の児童育成支援拠点事業というところで、これはもう具体的に動いているのですか。ハード面とか、そういったところ、教えていただければありがたいです。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

こちらはもう既に市内の一部の子育て支援拠点を活用して、小学校、主に1年生から3年生を対象

に、基礎的な生活習慣ですとか学習習慣の定着支援というところで、事業を実施しているものがござ
います。そちらは定員として15名で、今、支援を要する児童数と一致している部分もございま
すので、そのような記載をさせていただいています。

森田会長

こども食堂や学習支援等、今まであんまり事業化されてこなかったものを、自治体としてどうや
って、そういったこどもたちだとかあるいは中高校生だとか、事業として展開していくのかについ
ては、学校と協力しながら、今まで学童保育だとか放課後こども教室みたいな形でやってきていま
すので、それをもう少し丁寧に対応できるような事業を次々と考えていくっていうことになっていく
のだと思います。

大澤委員

一点はトワイライトステイ、ショートステイの事業なのですが、年間の利用実績が令和5年度まで
0と書いてあるのですが、令和7年度からの量の見込みと確保方策96とのこの差があり過ぎるので
不思議に思いました。

あとは、今先生からお話があった入園等通園支援事業と似ているのか、私が分かってないのですが、
ひろば型の地域子育て支援拠点事業とかは、何となく似ているのかなと思いながら、きっと事業2つ
立てるっていうことは、目的が違ったり対象者が違ったりってなると思うのですが、このあたりどう
違うのかが、もし今の時点で分かれば教えてください。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

私の方からトワイライトステイ、ショートステイ事業についてご説明をさせていただきます。こち
ら事業概要にもあるとおり、保護者の状況に対して児童の養育が一時的にできなくなったご世帯に
対して、社会的な養護を実施する事業となっております。

和光市では、この事業そのものは2期計画までは実施をしておりませんので、そういう状況にな
った場合には、緊急サポート事業や夜間預かりもできるファミリーサポートセンター事業等をもって、
対応させていただいていた状態がございます。さらに、緊急サポート等で対応が困難なケースに関し
ては、児童相談所等との協議によるいわゆる一時保護といった形で対応させていただいていたとい
う中で、このサービスの年間利用者数としては、0というところを実績で計上しております。

一方で、直近の個別支援の中では、やはり社会的な養護と一時的な分離、保護ですとか、児相の対
応まではいかないけれども、支援的にこういう対応をした方が望ましいであろうと想定されるケー
スも散見されてきておりまして、今後の事業の中では、先ほど申し上げた里親さんですとか、そう
いった連携体制をもって預かりをしていくというところで、この数字の計上をさせていただいた次第
でございます。

森田会長

今のトワイライトステイの話ですが、85ページのとこの話なのですよ。少し前までは、夜10頃

までこどもを預かってもらう事業とかがトワイライトステイという形でしたでしょうか。ショートステイは一時的に保護をする、生活ができるような形で預かるってということなのです。

最近は施設型ではなくて、具体的には里親さんなんか委託したり、東京都では幾つかの自治体でやっていますが、ファミリーサポートセンターの方が、そういったところに手を貸して、支援を手厚くできるような形でされるというケースが出てきています。そういう意味では、和光市のような施設を持ってない地域でも、具体的な支援に協力することができる方たちがいらっしゃる可能性があるということです。この96ってというのは人／日でよろしいでしょうか。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

そうです。

森田会長

だから、1人でも例えば3カ月ぐらいいると、この数字になってしまうということで、こういう数字が出てきたのだと思います。よろしいでしょうか。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

先ほどの説明の補足ですが、ショートステイ、トワイライトステイについて、特にショートステイの部分については、第2期計画の中で、和光市産後ケア事業として、産後のショートというのを実施しておりまして、その事業の実績を計上させていただいておりました。ただ、当然、事業のうち産後のショートケアということと、ショートステイということで対象年齢等が限定されておりましたので、今回ショートステイに関しては児童というところを対象に、幅を拡張して事業を展開しているというところが補足になります。

もう二点目にご質問いただいたのが、この誰でも通園制度と地域子育て支援拠点事業のいわゆる違いというところについてですが、誰でも通園制度というのは、先ほどご説明の中でも頂いたように、基本的にはこどもが同世代と関わる中での社会性の獲得みたいなところを主語にして、こどものための居場所という事業の展開をすることが趣旨となっております。

一方で地域子育て支援拠点に関しては、子育て支援というところの話でいわゆるひろば型、サロン型の事業になります。当然こども同士の触れ合いというのもございますが、大きな目的としては、幼児サークルですとか、その行動の中で保護者同士の、あるいは保護者と支援者の交流というところが目的とされておりますので、そこの部分が一つの違いと認識しております。

森田会長

以前にお尋ねしたと思うのですが、ひとり親世帯、この和光市も結構たくさんいるかと思います。ひとり親世帯が、113ページのところに数字出ているのですが、250から300近くですか。そして、50世帯ぐらい母子家庭がということで、ここに日常生活支援事業という、生活支援事業というのが国の方で整備されていて、各基礎自治体がそれを具体的には事業展開していくのですが、それが書かれていなかったんで、この和光市ってどのようになっているのですかっていう話を伺った時に、これ

は事業として、利用者支援事業っていうのはかなり今伸びている事業であるのですが、書き込んでいただくことはできるのでしょうか。今分かりますでしょうか。

事務局（ネウボラ課 武田課長）

ネウボラ課の武田と申します。

ご質問にありました「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、家庭生活支援員を派遣又は支援員の居宅において子どもの世話などを行う事業ですが、類する事業として、ひとり親家庭に限らず、利用できる制度として、ファミリー・サポート・センター事業と緊急サポート事業があります。また、新規に要支援家庭に対する「子育て世帯訪問支援事業」が開始されますので、それらの制度を利用させていただきます。

森田会長

はい。日常生活支援事業というのは、子育て支援、いわゆるこどもを支援する部分と、それから生活の、いわゆる生活を支援していく部分と両方、2種類あります。これ全国的にかなり多くの自治体で、特に東京都は利用が今すごく増えてきているところがあるのですけれども。

こういったファミサポみたいなものと、あるいは介護系のケア、どうやって事業者の方にお願いしていくか。そういうことも大切な大事なことになってきます。また、もちろん、障害の子を育てていらっしゃるひとり親家庭もたくさんいらっしゃいます。

そうすると、どうやって自分の生活の中で、いろいろな手を借りながら、今お話があったようなできる限り預けっ放しにならない、自分のところで育てていけるような支援を地域ですることは、非常に重要になってくるので、そういう手だてをどんなようにしていくかは、困難な状況にあるこどもたちには重要な事業だろうと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

他にはよろしいでしょうか。

田川委員

田川と申します。

先ほどの 86 ページのトワイライトステイ事業で、産後ケア型のショートステイというのは書いてあったのですが、それと、100 ページの産後ケア事業のこの産後ケア事業の中には、このショートステイは含まれないということなのかっていうところ。あとは、新生児訪問の数が、大体見込みですと 650 から 700 弱というところであるのに対して、産後ケア事業は 350 というところは、少し少ないのかなって感じたので質問させていただきました。

事務局（子ども家庭支援課 富澤副主幹）

まず一点目のこの産後ショートに関しては、従来、和光市の計画の中では、このトワイライト、ショートステイの中に位置付けていました。この中で見込んでいたものについて、今後はこの事業はこの事業として実施をする。従来のショートステイの事業に関しては、産前・産後ケア事業という形で、後段に記させていただいているという整理になっております。

事務局（ネウボラ課 杉浦課長補佐）

ネウボラ課の杉浦と申します。

産前・産後ケア事業の見込み数につきましては、基本的に現時点で予算取りしているものの内訳にはなっております。ただ、今上昇率がとても高いので、最低限の今年度の見込みに準じておりますが、今後、認知度等上がってきますと、不足をする可能性もあるかと思いますが、今後の動向を見まして、適切に予算配分をしていく予定となっております。

また、先ほど少しお話がありましたが、ショートステイの方を今まで第2期子ども・子育て支援事業計画の中では、産前・産後ケア事業のショートステイを見込んでいたということなのですが、現時点では、産前・産後ケア事業が、特に支援を必要とする方に限定した事業では、法改正によってなくなり、トワイライトステイと産後ケア事業の要素が変わってきておりますので、トワイライトステイの方につきましては、ファミリーサポート事業の方の緊急サポート事業ですとか、そういったものを当て込んでいく、あるいは先ほどお話あった里親制度を活用していったり、和光市は独自で新生児一時保育という事業もございますので、そういったものを活用していくように、今回のこども計画で改めて定めていく必要があるとネウボラ課では考えております。

伊東委員

伊東と申します。

99 ページ目のこども誰でも通園制度のところで、0 歳児が 0 というところが気になります。日頃、産後のお母さんと接することが多い私としては、こどもと少し離れたと思うことがあります。一時保育の数が 1 人月 2 回という中で、予約が 1 カ月以内に取れないというのが苦しいと言われるのですが、この誰でも通園制度が、0 歳児は今後も 0 のままなのか、今努力をされていて確保されるのかが知りたいと思います。

また、97 ページの親子関係形成支援事業について、関係がかなり悪化している人のためのものなのか教えてください。産後すぐのお母さんとかも、親力としてはやはり足りない部分があると思っていて、例えば声かけのポイントなどは、和光市で出産したお母さんに親力を上げるような何かを、なるべく全員が受けられるようなものとか、結果こどもの自己肯定感や、家庭力みたいなものを上げていけるようなサービスの事業も、検討していただきたいと思います。

森田会長

ありがとうございます。

今お話があった 97 ページの親子関係形成支援事業と 99 ページこども誰でも通園制度について、現段階ではどういう考え方かということになります。

事務局（子ども家庭支援課 平川次長）

ありがとうございます。

まずこども誰でも通園制度は、現時点で事業者とヒアリングをさせていただいておりまして、実施

を見込んである事業者の方のヒアリングによって、数値を入れさせていただいています。こども誰でも通園制度は、0歳児全てではなく、6カ月以降に適用される事業となっております。それまではこんにちは赤ちゃん訪問ですとか、そういった制度があることを見越して0歳児の年齢を設定しているところになっております。

令和8年度から給付ということで、令和7年度は試行的な事業として子ども・子育て支援事業の方に位置付けて、国の方は動いていくということになっております。それから、令和8年度から給付事業に変わるという流れもありますので、事業者の方、主に保育所や小規模保育事業所の方に、担っていただくことになると思っております。そういった国の動向も踏まえて、事業者の方とヒアリングをした上で、できるだけ0歳児から2歳児の対象年齢というのもご理解いただきながら、広げていきたいと思っております。従って、おそらく本計画の中間見直しにおいて、少し拡大がされていくと考えております。

もう一つ、親子関係形成支援事業について、さまざまな親子関係で困難を感じている保護者の方が、様々な年代でいらっしゃいます。こどもの年齢が小さい時については、88ページに記載している養育支援訪問事業で、専門の例えば保健師ですとか看護師、保育士ですとか、そういったこどもとの関わりを専門としている方、そういったところの訪問支援事業もありますので、そこは併せていろいろなケースで、利用者の立場でどのサービスが適切なのかを考えながら提供していきたいと思っております。

森田会長

特に今の伊東さんのご意見は、例えば自治体で研修みたいなものを少し組んだらどうかとか、あるいは両親学級とか、そういったものを想定されているってということでしょうか。

伊東委員

私がイメージしたのは、10カ月健診とか、そういう時に声かけ効果のようなものを、親力を上げる、各家庭の力を上げるというのも一つあると思っております。もちろん幼稚園の先生とかに向けてっていうのも可能だとは思いますが、何せ時間がない、幼稚園とか先生とかは研修に出す人員がないということを聞きます。家族に力を付けてもらうっていうのも、一つあるのではないのかなと。

森田会長

力を付けてもらうような、そういったものを考えてもらう方法があるのではないかという話ですね。訪問型ではないということですね。

伊東委員

そうですね。そもそもこどもが小さい時からの声かけによって、自己肯定感は全然違うと思うわけです。そういうものも考えていただけたらと思っています。

森田会長

分かりました。個別支援というよりは、もう少し全体的なその状況にある方たちに対してになりますね。

伊東委員

そうですね。あと予防的っていうか発生したものを対処していくっていうのももちろん必要ですけど、その前の段階が必要と考えます。

森田会長

よく再構築なのか、構築なのかという議論ありますが、まさにまだそれがあまりできない段階のところで、構築をしていくための学習の機会みたいなことが提供できたら、より効果的ではないかというご意見だと思いますのでご検討いただけたらと思います。

人材支援なのだけど、直接親たちに対するそういう機会を検討されたらどうだろうかというようなご意見を頂戴しました。

具体的に皆さんからのご意見たくさん頂戴いたしました。

もちろんこの計画に対して、まだ私自身にも宿題を頂いていますので、事務局と調整してまいります。皆さんのご意見を16日までに、追加がある方については事務局までお願いいたします。

最終的にはパブリック・コメントを踏まえて、調整を再度させていただいて、作成していくことと思っております。

それでは、その他ということで、事務局からお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

【資料3】をご覧ください。本日の会議の委員の皆さまの意見を受けまして、森田会長と調整の上、1月8日から28日まで市民参加条例に基づいたパブリック・コメントを実施します。

各施設に公共施設以外の市施設等におかれましては、ポスター、チラシの設置や配布等を考えておりますので、皆さま、ご協力のほどお願いいたします。また、ポスター等におかれましては、二次元コードを記載し、ホームページの計画案にアクセスできるようにし、電子申請でパブリック・コメントを提出できるようにいたします。

また、こどもの意見募集についても実施いたします。パブリック・コメントについては、年齢制限なく実施しますので、こどももちろん提出することができます。それとは別に、こどもの意見募集というところでは、児童館、児童センター、図書館、公民館等に意見箱を設置しまして、直接こどもがこども計画のこども向け概要版案について感想や意見を言えるようにし、また、各施設、各事業の意見を募集するように、こちら無記名で実施をしたいと考えております。

期間についてはパブリック・コメントと同様にいたしまして、児童館、児童センター、こちらの公共施設を利用するこどもたちということで、市民に限らず広く募集しようと考えております。

また、パブリック・コメントとこども意見募集に関しましては、どちらも説明会を実施予定です。パブリック・コメントの説明会については現在、日程調整しております。さらに、こども意見交換会

の実施も検討しています。

こども計画をこどもに分かりやすいようやさしい形で作りたいと思っております、こちらについては会長に一任いただき、調整させていただきたいと思っております。

森田会長

保育園や幼稚園、児童館や学童等、いろいろなところでご協力をお願いすることになると思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

また、先ほどお話しいたしましたように、16日までご意見頂戴しまして、私の方でパブリック・コメントを実施する原案を作りたいと思っております。こども版についてもそのようにいたしますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次回の日程とか、そういうことについて事務局の方からいかがでしょうか。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

今回の第6回の子ども・子育て支援計画検討会議は、2月の後半で予定しております。後日お知らせいたします。

また、パブリック・コメントの説明会、こども意見交換会の実施については、ぜひ委員の皆さまもご参画いただいて、一緒に実施できればと考えますので、お時間ある限りご協力いただければなと思っております。

森田会長

ありがとうございます。このように進んでいきます。

こども意見交換会、私は別の自治体でいくつかやっておりますけれども、こどもたち語りますので、ここはちゃんともう少し書いてほしいとか、ここはどういうことなのかとか聞いてきますので、それはそれでとても楽しい意見交換だと思います。

特に、みんながアンケートに答えてくれたということを手がかりにしながら、計画につくり上げていくというのは、こどもたちはやっぱり自分たちの意見がこんなように反映されていくっていうプロセスを感じてもらえることができるのではないかと思います。ぜひ先生、学校の方でもご紹介いただいて、その時間にはみんなが行けるような形にしてくださいかなと思いますし、児童館、児童センターとか、いろんなところでは皆さまの協力をどうぞよろしくお願いいたします。

また、私もどこかの説明会や意見交換会に伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。皆さんの中でご希望の方いらしたら、どうぞお越しいただければと思います。

本日の全ての議題、これで終了いたしました。

皆さんよりたくさんのご意見頂戴いたしました。ここからまた、最終版までいろいろ緊張してくるところでございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和6年度第5回の和光市子ども・子育て支援会議を閉会いたします。ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

以上